

青森県報

第三千六百七十八号

平成二十五年
四月十二日

(金曜日)

目 次

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(人事課)	一
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	(総務学事課)	一
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活文化課)	二
都市計画事業の変更認可	(都市計画課)	二
右	(同)	二
建設業者の許可の取消し	(上北地域民局)	三
右	(同)	三
右	(下北地域民局)	三
右	(同)	三
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	(上北地域民局)	四

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
- 二 人事給与トータルシステム維持管理業務委託一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
随意契約
- 五 契約の相手方を決定した日
平成二十五年四月一日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目七の一
- 七 契約金額
五千二百五十万円
- 八 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとした。
- 九 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十五年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十五年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十五年三月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人介援隊

三 代表者の氏名

入江 克昌

四 主たる事務所の所在地

青森市大字安田字近野三六六の六

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害をもつた人が住みなれた地域で、安心して自立した生活ができるように、介護福祉に関する事業を行い、地域福祉の増進に努めるとともに、広く専門的能力を有する人材の養成を行い、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、平成二十五年四月五日東北地方整備局告示第百十五号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業（三・四・二号西滝新城線及び三・四・二十九号新青森駅

南口通り線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、平成二十五年四月五日東北地方整備局告示第百十六号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業（三・四・三号蛭貝八重田線及び三・四・二十四号筒井大

矢沢線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

平成二十二年東北地方整備局告示第百二号の事業地のうち青森県青森市桜川八丁目及び筒井一丁目地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

平成二十二年東北地方整備局告示第百二号の事業地のうち青森県青森市奥野三丁目、奥野四丁目、桜川六丁目及び筒井二丁目地内において事業地を変更する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社佐藤工務店
- 二 代表者の氏名 佐藤 憲一
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五四九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第六九五二号
- 五 取消年月日 平成二十五年三月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、建築、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十五年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 小田野沢建設合同会社
- 二 代表者の氏名 伊勢田 義齋

三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字猿ヶ森字左京平一の三四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第六〇〇一一三号

五 取消年月日 平成二十五年三月十一日

六 取消しに係る建設業の許可 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年三月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年四月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 根岸塗装店
- 二 氏名 根岸 利男
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字糠森二一九の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一三五六八号
- 五 取消年月日 平成二十五年三月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年四月十二日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

地区名	県営土地改良事業の名称	工 事 完 了 日 月 年
田ノ沢	一般農道整備事業	平成 二五・三・二二
古淵堰	農業用河川工作物心急対策事業	二五・三・二五

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭